

報告第 1 1 8 号

平成 1 7 年 月 日承認

福祉保健部会の事務事業詳細調整について

福祉保健部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
8 福祉保健部会	2 児童母子分科会	4	母子・寡婦福祉事業(相談等)
		13	子育て支援事業(出産祝金)
		14	不妊治療費助成
	3 保育分科会	26	(独)日本スポーツ振興センター事務
	4 障害福祉分科会	37	心身障害者小規模作業所補助事業
		38	障害者福祉事業等補助事業
		42	障害者通所促進事業
		43	精神障害者通所促進事業
		50	精神障害者小規模作業所運営費補助事業
	8 国民健康保険分科会	2	国民健康保険運営協議会
		17	高額療養費資金貸付
		19	出産費資金貸付
		40	無受診世帯記念品
	11 保健分科会	14	健康手帳の交付
		17	予防接種事業
		19	健康教育
		20	健康相談(成人)
		21	訪問指導(成人)
		23	健康づくり推進員活動
		32	一次救急医療体制の整備
34		食生活改善推進員活動	
36	予防接種健康被害調査委員会		

詳細調整報告項目一覽

専門部会	分科会	番号	項目名
8 福祉保健部会	11 保健分科会	37	母子保健懇話会
		38	保健事業推進協議会

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	児童母子
区 分	統一時期	調整結果	備 考
4 母子・寡婦福祉事業（相談等）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>母子自立支援員 ・国の制度であるが、人員については合併時に調整する。</p> <p>母子寡婦福祉会 ・各市町村がそれぞれ母子寡婦福祉会と調整をして統一を図る。</p> <p>母子福祉協力員 ・母子福祉協力員配置等県民局と調整 ・各市町村がそれぞれの母子寡婦福祉会と調整 ・報酬については廃止の方向</p> <p>母子福祉協力員協議会 ・津市の例により新市として協議会組織を立ち上げるよう推進する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 母子自立支援員 (1) 目的 母子家庭の生活の安定及び自立を支援するため、各種相談業務や自立に必要な情報提供及び指導、求職活動に関する支援を行う。</p> <p>(2) 体制 ア 人員については現行を維持する。 イ 総合支所へは、日程調整し（予約を行う等、要望のある総合支所へ）巡回する。</p> <p>(3) 内容 ア 母子寡婦福祉資金の貸付 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就学支度金、結婚資金、修業資金、技能習得資金、特例児童扶養資金等 イ 各種相談 ウ 就労支援</p> <p>(4) 対象者 母子家庭の母、寡婦等</p> <p>2 母子寡婦福祉会 (1) 目的 母子家庭の母及び寡婦が互いに励まし合い、連帯して福祉の向上を図るための母子寡婦福祉会の実施する各種事業を支援する。</p> <p>(2) 補助金 現行10市町村の補助金の予算の範囲内で新市連合組織に交付する。</p> <p>3 母子福祉協力員（県委嘱） (1) 目的 母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、母子自立支援員その他関係機関に協力し、母子家庭等の更生援護の相談に応じ、必要な助言を行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 担当地域内における母子世帯等の実態把握 イ 母子世帯等に対する相談・助言指導 ウ 母子自立支援員への協力 エ 母子寡婦福祉制度の普及</p> <p>(3) 市町村からの報酬 平成18年度から廃止する。</p> <p>4 母子福祉協力員協議会 (1) 目的 母子寡婦福祉協力員の資質向上を図る事業に対し支援する。</p> <p>(2) 事業内容 母子福祉協力員への研修 母子福祉協力員に対する支援の実施</p>	補助金については、H18.4.1

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	児童母子
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
13 子育て支援事業 (出産祝金)	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 ・平成17年4月から実施予定の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画において調整を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果 次世代育成支援行動計画において、各地域の実情に応じた総合的な子育て支援策として、引き続き延長保育や一時保育、病後児保育の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の実施や各地域での子育て支援の拠点づくりの推進など、すべての子育て家庭を対象に仕事と家庭の両立支援や地域での子育てを支援する体制の整備を図り、現在実施している出産祝金は、廃止する。</p>	
14 不妊治療費助成	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 ・平成17年4月から実施予定の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画において調整を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果 平成16年度から、三重県が三重県特定不妊治療費助成事業として、特定不妊治療(体外受精・顕微受精)の費用の一部の助成を実施しているため、現在、実施している不妊治療助成は廃止する。 三重県特定不妊治療費助成事業や三重県不妊相談センターの相談事業の啓発を行うとともに、新市において三重県の事業を補完する助成制度の内容を検討する。</p> <p>参考 県事業 対象者 三重県内に居住する夫婦の合算所得が650万未満の人 助成額 1年度あたり10万円を限度に通算2年間</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保育
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
26 (独)日本スポーツ振興センター事務	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済掛金の保護者負担については、(独)日本スポーツ振興センター法第17条第4項の政令で定める範囲内とするが、合併後当分の間(5年程度)は、負担を軽減することとし、負担額については、合併までに調整する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>負担額については、教育文化部会・学校教育分科会項目20(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付事務の内容を保育園についても適用する。</p> <p>保護者負担額</p> <p>保護者負担については、現行の津市の保護者負担額の2分の1とする。</p> <p style="text-align: center;">保育園 120円(津市保護者負担額240円)</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	障害福祉
区分	統一時期	調整結果	備考
37 心身障害者小規模作業所補助事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県補助事業については現行のまま新市に引き継ぐ。 ・単独補助事業については、制度を統一して実施する。なお、事業の詳細については、現行の補助金額が確保されるよう合併までに調整する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>市単独補助事業</p> <p>1 目的 作業所で日常的に行われる作業以外に、通所者のためのレクリエーション、スポーツ大会、バス旅行等の各種事業を実施する場合の本人、保護者等の金銭的な負担軽減を図り、一層の社会参加を促進するため、これら事業費の一部を補助する。</p> <p>2 対象作業所 新市内に住所を有する、三重県心身障害者小規模作業所設置運営要綱第一条に定める「障害に起因して就業または一般企業に雇用されることが困難な在宅の心身障害者及び家庭での生活指導とあわせ社会参加の機会が必要な在宅の心身障害者に対し、作業活動、創作活動、生活交流の場を提供し、生活指導及び作業指導等必要な指導支援を行い、地域社会に根ざした障害者の社会的自立と福祉の向上を図る」ことを目的とした、社会福祉法人又は障害者の福祉に熱意を有する者によって構成され、県知事が適当と認めた団体及び個人等が運営する作業所</p> <p>3 補助額 三重県心身障害者小規模作業所設置運営要綱の規定によるランクに応じて、一定額を補助する。 Aランク 300,000円/年 Bランク 420,000円/年 Cランク 500,000円/年</p>	
38 障害者福祉事業等補助事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市においては、運営補助的な支援は見直し、新市障害者福祉の向上・推進に寄与する事業等に対して支援を行っていく方向で調整する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 社会福祉関係団体の活動を促進することにより、社会福祉の向上を図る。</p> <p>2 対象 身体障害者・知的障害者・精神障害者の団体等が、障害者の参加・交流を目的として実施する大会・行事など</p> <p>3 事業内容 障害者福祉の向上・推進に寄与する行事等に対して、現行の10市町村の予算の範囲内で補助する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	障害福祉	備考
区分	統一時期	調整結果		備考
42 障害者通所促進事業 43 精神障害者通所促進事業	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津市の例を基に、通所に係る費用の一部を助成する。 <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の授産施設等への通所を促進することにより、当該障害者の福祉の向上と社会参加の促進を図る。 2 内容 授産施設等の通所に要する経費の一部を助成する。 3 助成対象者 以下の施設に通所する障害者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設 (2) 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設及び同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設 (3) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律第50条の2第1項第2号に規定する精神障害者授産施設 (4) 社会福祉法施行令第1条の規定により社会福祉事業とされる通所施設 (5) 三重県心身障害者小規模作業所設置運営要綱に規定する心身障害者小規模作業所 (6) 三重県精神障害者共同（小規模）作業所設置運営要綱に規定する精神障害者共同（小規模）作業所 4 助成額 通所1日につき下記に掲げる額を限度として助成する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関又は扶養義務者等の運転する自家用車により通所する場合 200円 (2) その他の方法により通所する場合 100円 		
50 精神障害者小規模作業所運営費補助事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独補助事業については、制度を統一して実施する。なお、事業の詳細については「心身障害者小規模作業所補助事業」と整合を図って合併までに調整する。 <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>単独補助事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 作業所で日常的に行われる作業以外に、通所者のためのレクリエーション、スポーツ大会、バス旅行等の各種事業を実施する場合の本人、保護者等の金銭的な負担軽減を図り、一層の社会参加を促進するため、これら事業費の一部を補助する。 2 対象作業所 新市内に住所を有する、三重県精神障害者共同（小規模）作業所設置運営要綱第1条に定める「在宅の精神障害者に対し、集団による作業訓練及び生活指導等を行い、その社会復帰、社会参加の促進及び精神障害者の社会的自立と福祉の向上を図る」ことを目的とした、社会福祉法人又は障害者の福祉に熱意を有する者によって構成され、県知事が適当と認めた団体及び個人等が運営する作業所 3 助成額 三重県精神障害者共同（小規模）作業所設置運営要綱の規定によるランクに応じて、一定額を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> Aランク 300,000円/年 Bランク 420,000円/年 Cランク 500,000円/年 		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	国民健康保険
------------	------	-------------	--------

区 分	統一時期	調整結果	備 考								
2 国民健康保険運営協議会	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・国民健康保険運営協議会委員の選出方法については合併までに調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 委員数及び構成 18名とし、以下の構成とする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（1）被保険者を代表する委員</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">5人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">5人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（3）公益を代表する委員</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">5人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（4）被用者保険等保険者（政管健保、共済組合、組合健保等の各保険）を代表する委員</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">3人</td> </tr> </table> <p>2 任期 2年間とする。</p> <p>3 委員選任時期 新市長選挙後、速やかに選任する。</p> <p>4 選出方法 三重県、医師会、商工会議所等に委員を選出してもらい、選任する。</p>	（1）被保険者を代表する委員	5人	（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員	5人	（3）公益を代表する委員	5人	（4）被用者保険等保険者（政管健保、共済組合、組合健保等の各保険）を代表する委員	3人	
（1）被保険者を代表する委員	5人										
（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員	5人										
（3）公益を代表する委員	5人										
（4）被用者保険等保険者（政管健保、共済組合、組合健保等の各保険）を代表する委員	3人										

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	国民健康保険
------------	------	-------------	--------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
17 高額療養費資金貸付	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付制度の内容は合併までに調整する。 ・委任払いは実施する方向で調整する。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 貸付制度</p> <p>(1) 目的 国民健康保険法第57条の2に規定する高額療養費の支給対象者となる療養を受けた場合において、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象者 被保険者の属する世帯の世帯主で、以下の要件を満たす者とする。ただし、他の法令により、当該療養について負担が行われる場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込があること。 イ 療養に要する費用について被保険者が医療機関等から請求を受けていること。 ウ 療養に要した費用の支払が困難であること。 エ 国民健康保険料を滞納していないこと。 <p>(3) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高額療養費支給見込額の5万円以上を対象とする。 イ 高額療養費支給見込額の80%を限度とする。ただし、診療点数が20万点以上の場合は90%を限度とする。 ウ 医療機関に当該資金を直接支払う。 エ 高額療養費を貸付金の償還に充てる（差額は世帯主に支給）。 オ 過誤等が生じた場合、医療機関から返還してもらう。 <p>2 委任払い</p> <p>(1) 目的 高額療養費に相当する医療費の支払が困難な世帯の当面の生活の安定を図る。</p> <p>(2) 対象者 被保険者で国民健康保険料を滞納していない者で以下のどちらかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市民税非課税又は、市民税所得割額非課税の者のみで構成されている世帯 イ 高額療養費に相当する医療費の支払が真に困難で市長が特に必要と認めたる者 <p>(3) 支払方法 医療機関に対し、対象者の高額療養費相当分を支払う。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	国民健康保険
区 分	統一時期	調整結果	備 考
19 出産費資金貸付	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・貸付限度額は、合併までに調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 国民健康保険法第58条第1項に規定する出産育児一時金の支給を受ける者と見込まれる者に出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、国民健康保険の被保険者の福祉向上を図る。</p> <p>2 対象者 国民健康保険の被保険者で以下のいずれかに該当する者の属する世帯の世帯主のうち、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者（国民健康保険料を滞納している者を除く）とする。 （1）出産予定日まで1か月以内である者 （2）妊娠4か月以上であり、出産に要する費用を医療機関等に支払う必要がある者</p> <p>3 貸付限度額 出産育児一時金（30万円）の80%を限度とする。</p> <p>4 返済方法 出産育児一時金の申請時に貸付金償還額と出産育児一時金と相殺する。</p>	
40 無受診世帯記念品	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市として継続することとするが、具体的内容については、合併までに調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 国民健康保険加入世帯で1年間受診していない世帯に健康を讃え記念品を贈呈する。</p> <p>2 対象者 1年間無受診で保険料の滞納のない世帯</p> <p>3 記念品 2,000円程度</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
14 健康手帳の交付	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・対象者、交付方法については今後調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資する。</p> <p>2 対象者 (1) 老人保健法に基づく医療を受けることができる者（老人医療受給者） (2) (1)に定める者のほか、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練又は訪問指導を受けた者並びに介護保険法における要介護者及び要支援者のうち、希望する者又は市長が必要と認める者</p> <p>3 交付方法 (1) 2(1)については、老人医療受給者証と同時に交付 (2) 2(2)については、健康診査、健康教育等実施の際に希望者に対し交付</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
17 予防接種事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・実施方法は個別接種とし、予診票の内容、啓発方法については、今後調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び健康増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象者 新市内に住所を有し、下記対象年齢に該当する者</p> <p>(1) ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）1期 生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>(2) ジフテリア・破傷風（二種混合）1期 生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>(3) ジフテリア・破傷風（二種混合）2期 11歳以上13歳未満の者</p> <p>(4) ポリオ 生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>(5) 麻しん 生後12か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>(6) 風しん 生後12か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>(7) 日本脳炎1期 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者</p> <p>(8) 日本脳炎2期 9歳以上13歳未満の者</p> <p>(9) 日本脳炎3期 14歳以上16歳未満の者</p> <p>(10) インフルエンザ ア 65歳以上の者 イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定める者</p> <p>3 委託金額 新市で統一した金額で医療機関へ委託できるよう関係医師会と調整する。</p> <p>4 個人負担額 無料とする。ただし、インフルエンザについては、委託金額をもとに、基本健康診査の個人負担額と同程度の割合とする（生活保護世帯は無料）。</p> <p>5 啓発方法 広報誌、健康カレンダー、ホームページ、ポスター（協力医療機関等へ掲示）、母子健康手帳交付時及び転入時など</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健
区 分	統一時期	調整結果	備 考
19 健康教育	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・地域特性を配慮して実施することとし、対象者、内容、実施方法、回数等については今後調整する。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 生活習慣病の予防、健康増進、精神保健等に関する正しい知識の普及を図ることによって「自らの健康は自らつくる」という意識と自覚を高める。 2 対象者 新市に住所を有する者 3 内容 (1) 高血圧、高脂血症など生活習慣病予防、健康増進、精神保健等に関する講話、実技、実習などの実施、正しい知識の普及 (2) 要介護状態になることの予防（介護予防） (3) ヘルスボランティア等の養成講座 4 方法 集団及び個別で実施する。 5 場所 各保健センター等 6 個人負担 調理実習の材料費等の実費 7 啓発方法 広報誌、健康カレンダー、ホームページなど 	
20 健康相談（成人）	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・地域特性を配慮して実施することとし、対象者、内容、実施方法、回数等については今後調整する。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、自らの健康管理を図る。 2 対象者 新市に住所を有する者（成人） 3 内容 一般相談、専門相談（内科・歯科・精神・栄養・女性など） 4 方法 相談日時を設定し、個別相談に応じる。 一般健康相談日時を設定し、地区巡回で実施する。 5 場所 各保健センター等 6 啓発方法 広報誌、健康カレンダー、ホームページなど 	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
21 訪問指導(成人)	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者、内容、実施方法、回数等については今後調整する。 ・廃止の方向で調整する。(訪問歯科関係) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 健康管理上必要な者に対し、保健師等が家庭を訪問し、本人及び家族に対し保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。 2 対象者 新市に住所を有する者(成人) 3 内容 (1) 健診の結果、要指導とされた者の生活習慣病予防 (2) 要介護状態になることの予防(介護予防) (3) 健康管理上必要な内容 4 方法 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士が対象者の家庭を訪問し保健指導を行う。 5 場所 各家庭 6 啓発方法 広報誌、健康カレンダー、ホームページ 		
23 健康づくり推進員活動支援	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金等については今後調整する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 「みんなでささえる健康づくり」をめざし、健康づくりのリーダーとして活躍してもらえよう下記のとおり支援する。 2 活動支援事業 (1) 対象者 健康づくり推進員 (2) 内容 ア 健康づくり推進員の主体的な活動を支援する。 イ 保健事業で実施する健康事業に健康づくり推進員が事業を支援した場合には、謝金を支給する。(補助金は廃止する。) 3 養成講座 (1) 対象者 新市に住所を有する者 (2) 内容 健康づくり推進員の養成講座を実施する。 		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
32 一次救急医療体制の整備	合併と同時	調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・診療時間等については合併までに調整する。		
	 詳細事項調整結果 1 目的 医療行政の一環である地域救急医療を円滑かつ迅速に推進する為、救急医療業務を実施する。また、日曜日・祝日及び年末年始における医療業務の確保を行う。		
		2 体制の整備 平日の夜間（午後6時30分から午後10時30分まで）における在宅医当番制による医療業務の確保を行う。		
34 食生活改善推進員活動支援	H18.4.1	調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・委託料、助成等については今後調整する。		
	 詳細事項調整結果 1 目的 市民の自主的、相互協力的な食生活改善を図るため地区組織活動である食生活改善推進員活動を支援する。		
		2 対象者 食生活改善推進協議会		
		3 内容 (1) 食生活に係わる保健事業の委託 (2) 自主活動時の調理実習室の貸出、活動内容についての相談 助言		
		4 場所 各地域		
		5 委託料、助成金 (1) 助成金は廃止する。 (2) 委託料については必要な保健事業を委託し、それに見合った額を支払う。		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
36 予防接種健康被害調査委員会	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市において予防接種健康被害調査委員会は設置することとし、委員等については今後調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 合併と同時に委員を任命し、津市予防接種健康被害調査委員会を立ち上げる。</p> <p>1 目的 新市が行う予防接種による健康被害の適切かつ円滑な処理に資する。</p> <p>2 所掌事項 (1) 健康被害に係る医学的な見地からの調査に関すること。 (2) 健康被害に係る疾病の状況及び診療内容の資料の収集に関すること。 (3) 健康被害の発生に伴う特殊な検査又は剖検の実施に係る助言に関すること。 (4) その他健康被害に関すること。</p> <p>3 構成 委員は、次の者から市長（合併時は職務執行者）が委嘱又は任命する。 (1) 医師又は医療関係者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 本市の職員 (4) その他市長（合併時は職務執行者）が必要と認めたる者</p> <p>4 任期 2年</p> <p>5 委員定数 11人以内</p> <p>6 委員報酬 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	福祉保健	分科会名	保健
区 分	統一時期	調整結果	備 考
37 母子保健懇話会	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市においても母子保健懇話会は設置する方向で調整する。構成については今後調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 母子保健懇話会は設置する。</p> <p>1 目的 新市が行う妊産婦、乳幼児等に係る母子保健事業及び子どもの健康づくりを図るための総合的な対策を効果的に推進する。</p> <p>2 所掌事項 (1) 母子保健事業及び子どもの健康づくり推進上必要な事項 (2) その他各関係機関、団体及び地区組織との連携調整等必要な事項</p> <p>3 構成 委員は、次の者から市長が委嘱又は任命する。 (1) 関係団体の推薦者 (2) 学識経験のある者 (3) 関係行政機関の職員 (4) その他市長が必要と認めた者</p> <p>4 委員定数 20人以内</p> <p>5 委員の報償費 新市の委員報酬額に準ずる。</p>	
38 保健事業推進協議会	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・新市において保健事業推進協議会は設置することとし、委員等については今後調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 市民の生涯を通じての健康づくりを図るための総合的な総合的な対策を効果的に推進する。</p> <p>2 所掌事項 (1) 市民の保健及び健康づくり推進上必要な事項 (2) その他各関係機関、団体及び地区組織との連携調整等必要な事項</p> <p>3 構成 委員は、次の者から市長が委嘱又は任命する。 (1) 関係団体の推薦者 (2) 学識経験のある者 (3) 関係行政機関の職員 (4) その他市長が必要と認める者</p> <p>4 委員定数 20人以内</p> <p>5 委員の報償費 新市の委員報酬額に準ずる。</p>	